府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する調整並びに Web サイトへの公表内容等ついて

2018年(平成30年)8月9日

内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室

総務省行政管理局

〔標準ガイドライン群ID〕

1008

[キーワード]

府省重点プロジェクトの指定・解除の手順、システムプロファイルの定義

〔概要〕

府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する調整に関する事務、システムプロファイルに係る定義並びに各府省の Web サイトへ公表する内容について定めるその他関連文書。

改定履歴

改定年月日	改定箇所	改定内容
2018年8月9日	_	・初版決定

目次

目次	i
1 はじめに	1
1.1 背景と目的	1
1.2 適用対象	1
1.3 位置付け	1
1.4 用語	1
2 府省重点プロジェクトの指定範囲の考え方	1
3 府省重点プロジェクトの指定	1
3.1 指定手順	2
1) 主な流れ :	2
2) 候補の選出 2	2
3) 内閣官房及び総務省との調整	4
4) 合議制機関等での決定!	5
5) Web サイトへの公表	5
3.2 指定後の取扱い	5
4 府省重点プロジェクトの指定の解除	6
4.1 解除手順	6
1) 主な流れ (6
2) 解除要件の確認 ′	7
3) 内閣官房及び総務省との調整	7
4) 内閣官房及び総務省との調整後の手順	7
別紙1 附則	8
1 施行期日 2	8
2 関連文書の廃止 2	8
3 経過措置 3	8
別紙2 システムプロファイルに係る定義について	9
別紙3 府省重点プロジェクト指定調査票(様式)1	2
別紙 4 Web サイトへの公表内容 14	4

1 はじめに

1.1 背景と目的

本文書は、「標準ガイドライン」(GLID1001) 第2編第4章に基づき、府省重点プロジェクトの指定及び解除における調整に関する事務、システムプロファイルに係る定義並びに各府省の Web サイトへ公表する内容について定めるものである。

1.2 適用対象

本文書の適用対象は、「標準ガイドライン」 (GLID1001) が適用されるサービス・業務改革並びにこれらに伴う政府情報システムの整備及び管理に関する事項に適用するものとする。

1.3 位置付け

本文書は、標準ガイドライン群の一つとしてナンバリングされるその他関連 文書である。

1.4 用語

本文書において使用する用語は、次の用語又は本ガイドライン中に特別の定めがある場合を除くほか、標準ガイドライン群用語集の例による。

2 府省重点プロジェクトの指定範囲の考え方

プロジェクトの指定範囲は、「標準ガイドライン」(GLID1001)のプロジェクトの定義に基づく、プロジェクトの単位とし、最小単位は「政府情報システムを整備して行うサービス・業務とし、その期間を当該政府情報システムのライフサイクル期間とすることを基本」として指定する。

良い例)○○サービス・業務に係るプロジェクト

悪い例)○○システムの整備に係るプロジェクト

3 府省重点プロジェクトの指定

府省重点プロジェクトの指定は、次のとおり行うものとする。

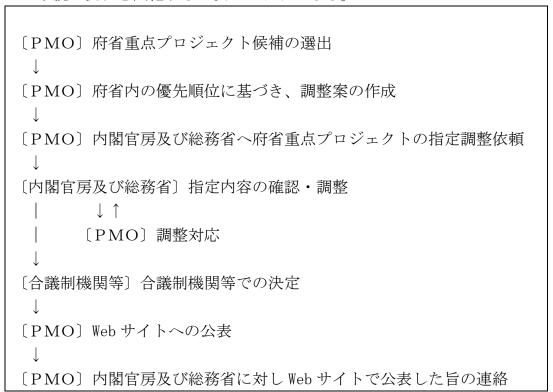
3.1 指定手順

1) 主な流れ

各府省が、府省重点プロジェクトを指定する際について、次の手続が標準 ガイドラインに記述されている。

PMOは、その府省が所管するプロジェクトのうち、次の(1)から(7)までに掲げる要件のいずれかに該当するものを府省重点プロジェクト候補として選出し、府省内の優先順位に基づき、内閣官房及び総務省と調整し、合議制機関等に諮った上で、府省重点プロジェクトに指定する。併せて、内閣官房が示す内容を各府省のWebサイトに公表するものとする。

この手続の流れを図化すると次のとおりとなる。



2) 候補の選出

府省重点プロジェクトの指定候補の選出について、各府省の事務は、次の 内容を想定している。

PMOが、情報資産台帳から、所管する全情報システムに係るプロジェクトを抽出し、中長期計画の主たる施策(「別紙 1 サービス改革工程表」や

「別紙 4 主な投資事項一覧」に記載がある等のプロジェクト)といった各府省の優先順位に係る基準に基づき、以下のアからキまでの指定候補選出要件に合致するか否かを判定し、府省重点プロジェクトの指定を行う。

府省重点プロジェクト指定候補となる選出要件及びその解説は、次のとおりである。

指定候補選出要件	解説
ア 府省共通プロジェク	府省共通プロジェクトは、複数の府省が関
 	係し、その影響も広範囲になる可能性がある
	ことから、府省重点プロジェクトとなり得
	る。
イ 政府情報システムの	情報システム整備経費が 5 億円以上あるプ
経費区分中整備経費が	ロジェクトの場合、その難易度が金額に応じ
ライフサイクル期間全	て高くなる可能性があり、PJMOにスキル
体で 5 億円以上となる	の高い人員を確保する必要があることから、
可能性がある政府情報	府省重点プロジェクトになり得る。
システムに関するプロ	
ジェクト	
ウ 補正予算を用いて整	補正予算を用いて整備する政府情報システ
備する政府情報システ	ムに関するプロジェクトの場合、短期間でプ
ムに関するプロジェク	ロジェクトを進めていく必要があるため、ス
 	ケジュールの大幅な遅延や当初想定していた
	成果が見込めないおそれがある。このような
	リスクを回避するためには、スキルの高い人
	員を確保する等の対応が求められることか
	ら、府省重点プロジェクトになり得る。合計
	が80万SDRを超える調達を行うプロジェク
	トは特に注意が必要である。
エ 政府情報システムの	情報システム運用等経費が年間 1 億円以上
経費区分中運用等経費	あるプロジェクトの場合、その難易度が金額
が年間1億円以上とな	に応じて高くなる可能性があり、PJMOに
るプロジェクト	スキルの高い人員を確保する必要があること
	から、府省重点プロジェクトになり得る。
オ 年 10 万件以上の申	年10万件以上の申請・届出件数が発生する
請・届出件数が発生す	ことが見込まれる手続を処理する情報システ
ることが見込まれる手	ムに関するプロジェクトの場合、国民の利用

指定候補選出要件	解説
続を処理するために開	者が多数利用することになるため、特に、官
発される政府情報シス	民の利用者の双方に効率化の影響が大きくな
テムに関するプロジェ	る可能性が高いこと、また、情報システムの
クト	停止の影響も大きくなる可能性があることか
	ら、府省重点プロジェクトになり得る。
カ システムプロファイ	システムプロファイルレベルⅢ以上の政府
ルレベルⅢ以上の政府	情報システムに関するプロジェクトの場合、
情報システムに関する	サービス停止等が起きた場合、これにより人
プロジェクト	命損害が発生する可能性があるもの又は想定
	される経済的損失が大きい又は甚大であるも
	のが対象であるため、府省重点プロジェクト
	になり得る。特に、オとカの双方の要件を満
	たす場合には、特に影響が大きいため、注意
	が必要である。
キ 上記アからカまでに	上記アからカまでのいずれにも該当しない
掲げるプロジェクトの	プロジェクトであって、府省において重点的
ほか、業務の効率化、	に取り組むプロジェクトはこちらの規定で、
経費節減、情報システ	府省重点プロジェクトに指定することとな
ム整備の効率化、情報	る。
セキュリティの強化等	例えば、官民データ活用推進基本計画等に
の観点で、府省CIO	おいて、重点分野として記述された内容など
が選出するプロジェク	は、この規定により、指定候補とすることが
F	できる。

3) 内閣官房及び総務省との調整

各府省は、内閣官房及び総務省と府省重点プロジェクトの指定に係る調整を行うときは、次のとおりとする。なお、内閣官房及び総務省は、各プロジェクトを府省横断的に俯瞰し、あらかじめ、各府省に対し府省重点プロジェクトに指定すべきプロジェクトについて提案を行うことがあり得る。

- (1) PMOは、別紙3の様式に必要事項を記載の上、総務省を通じて内閣官房 に提出し、調整を開始する。
- (2) 内閣官房及び総務省は、別紙3の様式の内容を踏まえ、次の事項を主に確認し、必要に応じて、当該プロジェクトに係るプロジェクト計画書等の提出を求める。内閣官房及び総務省は、指定するプロジェクトの対象範囲等が適切と認められないときは、その是正を求め、その内容を調整する。

- 1 プロジェクトの位置付け
 - → 中長期計画において主要な取組として位置付けられたプロジェクトになっているか。
 - ※ 取組内容のみならず、中長期計画における情報システム経費見込みや IT ガバナンスに係る記載がプロジェクトの遂行を担保しうる内容となっているかを確認する。

2 プロジェクトの対象範囲

- → 指定するプロジェクトの対象範囲が、システムの整備等一部分に とどまっておらず、情報システムを整備して行うサービス・業務全 体を対象としているか。
- 3 プロジェクトの期間と計画内容
 - → 指定するプロジェクトの期間が、情報システムのライフサイクル を意識したものになっているか。少なくとも、プロジェクトを実施 した効果が発現する時期まで含まれているか。
 - → 指定するプロジェクトが、サービス設計 12 箇条を踏まえた進め方 になっているか。
- 4 プロジェクトの目的・目標
 - → 指定するプロジェクトの主な目的・目標が、サービス・業務をど うするのかといった内容の視点に立って定められているか。

4) 合議制機関等での決定

PMOは、内閣官房との調整後、府省重点プロジェクトとして指定するため、合議制機関等で決定する。その際、関係者に、府省重点プロジェクトの効果について特に説示し、プロジェクトの推進について理解と協力を求める。

5) Web サイトへの公表

PMOは、府省重点プロジェクトを指定したときは、速やかに、別紙4に記載された内容を各府省のWebサイトに公表するとともに、総務省を通じて内閣官房にその旨を掲載されているWebサイトのURLとともに報告をする。

3.2 指定後の取扱い

指定後、内閣官房及び総務省は、府省СІО補佐官を通じ、他のプロジェク

トのノウハウの共有等を行い、府省重点プロジェクトを支援する。また、府省 CIO補佐官の関与状況の確認等により普段の状況把握に努め、工程レビュー 時の各府省の事務負担の標準化、平準化及び効率化を図る。

4 府省重点プロジェクトの指定の解除

府省重点プロジェクトの指定の解除は、次のとおり行うものとする。

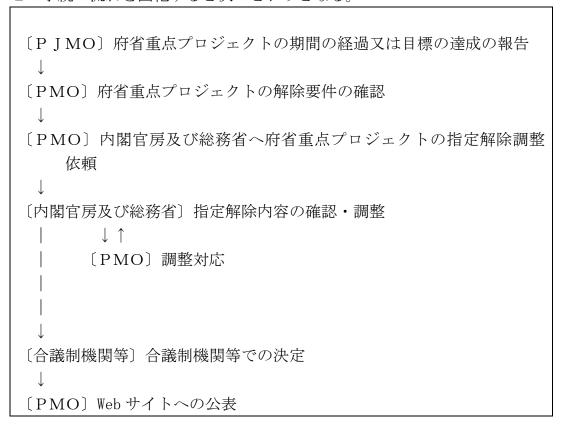
4.1 解除手順

1) 主な流れ

各府省が、府省重点プロジェクトを指定する際について、次の手続が標準 ガイドラインに記述されている。

当該要件のいずれも満たさなくなったとき、プロジェクトがその目標を 達成したとき又はその他指定した理由がなくなったときは、府省重点プロジェクトの指定を解除するものとする。解除の手続については、指定 の手続と同様の取扱いとする。

この手続の流れを図化すると次のとおりとなる。



[PMO] 内閣官房及び総務省に対し Web サイトで公表した旨の連絡

2) 解除要件の確認

府省重点プロジェクトの指定の解除要件の確認について、各府省の事務は、 次の内容を想定している。

なお、標準ガイドラインにおける「その他指定した理由がなくなったとき」 との解除要件は、府省重点プロジェクトの目的・目標を達成することができ ずにプロジェクトの期間が経過した場合を含むことに留意する。

- (1) PJMOが、プロジェクトの指定を解除する要件を満たしたことを、PMOに報告する。
- (2) PMOは、PJMOの報告内容が事実であるかについて、具体的な証拠に基づき確認し、その事実を認定する。

3) 内閣官房及び総務省との調整

各府省は、内閣官房及び総務省と府省重点プロジェクトの指定に係る調整を行うときは、次のとおりとする。

- (1) PMOは、別紙3の様式に必要事項を記載の上、総務省を通じて内閣官房 に提出し、調整を開始する。
- (2) 内閣官房及び総務省は、別紙3の様式の内容を踏まえ、次の事項を主に確認し、必要に応じて、プロジェクトの進捗や実績を明らかにするための資料の提出を求める。内閣官房及び総務省は、解除するプロジェクトの理由が適切と認められないときは、その是正(取り下げの要請を含む。)を求め、その内容を調整する。
 - 1 プロジェクトの目的・目標の達成状況
 - → プロジェクトの目的・目標が達成できているか。できなかった場合、その理由は何か(具体的な証拠に基づき確認を行う。)。

4) 内閣官房及び総務省との調整後の手順

内閣官房及び総務省との調整後の手順については、「3.1指定手順」と同様の手順にて、解除を完了するものとする。

別紙1 附則

1 施行期日

本文書は、各府省への通知の日から、施行するものとする。

2 関連文書の廃止

「府省重点プロジェクトの指定及び解除に関する手続について(要領)」(平成 27 年 3 月 24 日 内閣官房情報通信技術総合戦略室 総務省行政管理局)は、廃止するものとする。

3 経過措置

本文書の施行前に、現に府省重点プロジェクトとして指定しているもの(以下「旧指定プロジェクト」という。)は、最初の中長期計画策定後、当該計画に合わせて行う府省重点プロジェクトの指定(以下「初回指定」という。)までの間、特段の調整を行わないものとする。旧指定プロジェクトは、初回指定時に、本文書に基づき、内容を見直し、所要の調整をした上で、再度指定するものとする。

別紙2 システムプロファイルに係る定義について

各府省は、所管する情報システムそれぞれについて、事業活動におけるその信頼性に関し、「情報システムの機能の喪失、低下等によるサービス停止等発生時の影響度」を表 1の四つのシステムプロファイルレベル(Type)から該当するものを一つ選択することにより、システムプロファイルを定義するものとする。レベルの該当・非該当の判断は、TypeIVから降順に行う。

なお、定義するシステムプロファイルは、表 2のように、当該情報システムのシステム基盤に係る非機能要件を検討する際の最も原点となる判断要素となる。このため、例えば、情報システムの運用が停止されては業務実施部門の業務に支障が出る、既存の情報システムの稼働率が 99.99%を要求しているといっただけで、TypeIV、TypeIIIに判断してしまった場合、不適切な情報システム経費が発生するおそれがある。

	X 1 2 7 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7 1 7
分類	判断要素
TypeIV	サービス停止等が起きた場合、これにより人命損害が発生する可
	能性があるもの又は想定される経済的損失が甚大であるもの
TypeIII	サービス停止等が起きた場合、これにより身体への悪影響が発生
	する可能性があるもの又は想定される経済的損失が大きいもの
Type II	サービス停止等が起きた場合、これにより経済的損失が少なから
	ず発生するもの
Type I	TypeⅡからⅣまでに該当しないもの

表 1 システムプロファイル

表 2 システムプロファイルから考えるシステム基盤に係る非機能要件のモデル 注記 1)

NO	大項目	主な非機能	Type I	Type II	Туре Ш		
		要求項目	1,501	туро н	Type IV		
1	可用性	稼働率	・1年間で数日程度の停止	・1年間で1時間程度の停	・1年間で数分間程度の停		
			まで許容できる(稼働	止まで許容できる(稼	止まで許容できる(稼		
			率 99%)。	働率 99. 99%)。	働率 99. 999%)。		
2		障害目標復	・データのリカバリーを	・データのリカバリーを	・データのリカバリーを		
		旧水準	伴う復旧において、週	伴う復旧において、1営	伴う復旧において、数		
			次のバックアップデー	業日以内での復旧を目	時間で障害発生時まで		
			タからの復旧を行う。	標とする。	の復旧を目標とする。		
3		大規模災害	・大規模災害時は、情報	・大規模災害時は、1週間	・大規模災害時ではバッ		

NO	大項目	主な非機能 要求項目	Type I	Type II	Type III Type IV		
			システムの再構築によ	以内での普及を目指	クアップセンターでの		
			る復旧が前提となる。	す。	業務継続性が要求され		
					る。		
4	性能・	性能目標	・大まかな性能目標はあ	性能面でのサービスレ	・性能面でのサービスレ		
	拡張性		るが、他の要求より重	ベルが規定されてい	ベルが規定されてい		
			視しない。	る。	る。		
5		拡張性	・拡張性は考慮しない。	・情報システムの拡張計	・情報システムの拡張計		
				画が決められている。	画が決められている。		
6	運用·	運用時間	・情報システムの運用時	・夜間のバッチ処理完了	・常時サービス提供が前		
	保守性		間は、業務時間内のみ	後、業務開始まで若干	提であり、24 時間 365		
			で、夜間は運用しな	の停止時間を確保す	日の運用を行う。		
			<i>V</i> '°	る。			
7		バックアッ	・情報システム管理者等	・情報システム全体のバ	メインセンターと同期		
		プ	が必要なデータのみを	ックを日次で自動的に	したバックアップセン		
			手動でバックアップす	取得する。	ターを整備する。		
			る。				
8		運用監視	ハードウェア及びソフ	アプリケーションの各	・性能やリソース使用状		
			トウェアの各種ログを	業務機能が正常に稼働	況まで監視し、障害の		
			用いて死活監視を行	しているかどうか監視	予兆検出を行う。		
			う。	を行う。			
9		マニュアル	マニュアルは、情報シ	ヘルプデスクを設置し	・メインセンターの運用		
			ステム管理者等が独自	て、メンテナンス作業	ルールに合わせて運用		
			に作成する。	を行うため、運用マニ	マニュアルを作成す		
				ュアルのほか、保守マ	る。		
				ニュアルも作成する。			
10		メンテナン	・臨時メンテナンス作業	・日中の運用に影響しな	・メンテナンス作業はす		
		ス	を行う場合がある。	ければ、情報システム	べてオンライン状態で		
				を停止してメンテナン	実施する。		
				ス作業を行う場合があ			
				る。			
11	移行性	移行方式の	・移行方式についての規	・業務の効率化を目指	・移行リスクを少なくす		
		規定	定は特にない(ベンダ	し、積極的に統合化や	るため、段階的に移行		
			ー側からの提案におり	アプリケーションの変	する。		
			合意する。)。	更を行う。			

NO	大項目	主な非機能 要求項目	Type I	Type II	Type III Type IV			
12		移行スケジ	・移行の日程は十分確保	移行のためのシステム	・移行のための停止時間			
		ュール	されている。	停止は可能である。	を最小限にする。			
13		設備・デー	設備やデータは移行せ	・移行に際し、設備やデ	・移行に際し、データベ			
		タ	ず、新規に整備する。	ータの変更がある。	ース構造はデータの継			
					続性や他の情報システ			
					ムとの相互運用性を確			
					保するため、積極的に			
					変更しない。			
14	セキュ	重要情報資	・情報セキュリティ対策	・重要な情報資産を保有	・重要な情報資産を保有			
	リティ	産の公開範	を施すべき重要な情報	しているが、特定の相	しており、不特定多数			
		囲	資産 ^{注記 2)} を保有してい	手とのみ繋がってい	の利用者にサービスが			
			ない。	る。	提供される。			
15	システ	制限	・法令等、自府省でコン	・法令等、自府省で全く	・法令等、自府省で全く			
	ム環		トロールでない制限は	コントロールできない	コントロールできない			
	境・エ		ない。	制限が一部ある。	制限がある。			
16	コロジ	耐震	・耐震は最低限のレベル	・耐震は通常レベルの対	・耐震は高いレベルで必			
	J		で必要である。	策が必要である。	要である。			

注記1) このモデルは、「非機能要求グレード2018利用ガイド [解説編]」(2018 年 4 月 独立行政法人情報処理機構)の「モデルシステムシート」を参考に、政府情報システムに合わせて修正している。

注記 2) 重要な情報資産とは、個人情報、センシティブ情報、換金性の高い情報等、特に高い情報セキュリティ対策が必要な情報資産のこと。

別紙3 府省重点プロジェクト指定調査票(様式)

項目	内容
指定・解除の別	指定
府省重点プロジェ クト名	〇〇サービスに係るプロジェクト
関連するサービス 改革 ID	
関連する投資事 項 ID	
当該プロジェクトに 含まれる情報シス テム名	〇〇サービス総合情報システム
当該情報システム ID	A00000
プロジェクトの対象範囲	〇〇サービスは、国民に対し、〇〇の給付を行うサービスである。なお、情報システムの機能(システム基盤等当該情報システム自体がサービスを提供している場合を除く。)を記述するのではないことに留意。
プロジェクトの概 要・目的	〇〇の給付について、給付の時期を迅速化するため、業務の見直し を行うとともに、〇〇サービス総合情報システムに〇〇機能を追加す る改修を行う。
プロジェクトの目 標及び達成時期	申請受付から給付までの平均事務日数○日→△日(2026 年度)
プロジェクトの期 間	2018年4月~2027年4月
主たる所管府省名	□□省
プロジェクト推進 組織	〇〇サービス局△△プロジェクトチーム
プロジェクト推進 責任者	〇〇サービス局△△担当審議官

担当府省 CIO 補 佐官	
工程レビューの実 施予定時期	
指定又は解除理由	府省重点プロジェクト指定候補選出要件のうち、イからカまでの要件 に該当するプロジェクトであるため。
決定予定日	2018 年 08 月〇日

(「内容」欄の記述は記載例)

本文書のほか、内閣官房及び総務省からの求めがあれば、以下のものを送付する。

- ・プロジェクト計画書(作成に至っていない場合にはこれに類するもの。)
- ・プロジェクト推進体制図

別紙4 Web サイトへの公表内容

指定・解除の別	府重プジク名	関すサビ改 ID ID	関す投事 ID	クトに 含まれ る情報 システ ム名	当該情 報シス テム ID	プロジェクト の対象 範囲	プロジェクト の概要・目的	プロジェクト の目標及び達 成時期	プロジェ クトの期 間	主たる所 管府省名	プロジェク ト推進組織	プロジェク ト推進責任 者	決定日
指定	00			○○サ	A00000	○○サ	○○の給付に	申請受付から	2018年4	□□省	00サービ	○○サービ	2018年
	サー			ービス		ービス	ついて、給付	給付までの平	月~2026		ス局△△プ	ス局△△担	08月〇
	ビス			総合情		は、国	の時期を迅速	均事務日数○	年3月		ロジェクト	当審議官	日
	に係			報シス		民に対	化するため、	$\exists \rightarrow \triangle \exists$			チーム		
	るプ			テム		し、0	業務の見直し	(2026年					
	ロジ					○の給	を行うととも	度)					
	エク					付を行	に、〇〇サー						
	1					うサー	ビス総合情報						
						ビスで	システムに〇						
						ある。	○機能を追加						
							する改修を行						
							う。						

(下段の記述は記載例)